

業務指示書

ベトナム国南部道路・橋梁の交通現況に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月21日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路・橋梁に関する交通計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通需要予測）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通需要予測に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済・財務分析】

- 1) 類似業務の経験：経済・財務分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月25日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

(ア)交通量調査、(イ)路側起終点調査(路側OD調査)、(ウ)物資流動調査、(エ)旅行速度調査に係る調査(現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。)

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、回国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0054 円 , US\$1 = 120.93 円 , EUR1 = 132.36 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／交通需要予測
経済・財務分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.83 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月20日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国南部道路・橋梁の交通現況に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括/交通需要予測	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 経済・財務分析	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ベトナムでは、ホーチミン市を含む南部地域（以下「ホーチミン都市圏」という。）における経済成長は著しく、2015年のASEAN経済統合に伴い、バンコク、プノンペン、ホーチミンを貫く南部経済回廊の東の玄関口としての役割も期待されている。ホーチミン都市圏では経済発展・産業集積に伴い交通量が急速に増加し、渋滞の発生が深刻化している他、自家用車や大型トラックの急増といった交通特性の変化によって、異なる車種が混在しており、交通事故や道路の劣化にも繋がっている。従って、産業用道路と生活用道路の混在を解消することは喫緊の課題の一つとなっている。

また、メコンデルタ地域では、2010年2月に南北高速道路ホーチミンーチュンロン間が開通したことにより、ホーチミンとカントー間の交通需要が急速に増加しており、河川が多く存在するメコンデルタ地域において、橋梁インフラの整備は不可欠となっている。

このような状況から、ベトナム政府は、「第9次社会経済開発5ヵ年計画(2011-2015)」において、高成長下での持続的発展という開発目標の達成に向け、運輸交通インフラの整備を含むインフラシステムの更なる発展を開発上の最重要課題と位置づけている。

我が国の対ベトナム国別援助方針の事業展開計画(案)では、幹線交通網整備及び都市交通整備について「東西経済回廊をはじめとするメコン地域内経済回廊の活性化・円滑化(越境交通円滑化)や、ASEAN 連結性向上の観点にも留意する」としている。カイマップ・チャーバイ港をはじめとする南部経済回廊の物流のゲートウェイと、工業団地等の後背地との連携・接続の促進において、中でも道路・橋梁インフラ整備による貢献が期待されることから、現在のベトナム南部の道路・橋梁の交通現況及び将来需要に係る課題を洗い出し、解決策を検討することが重要である。

2. 業務の目的

ベトナム南部の物流効率化・改善に向けて、ホーチミン都市圏、及びメコンデルタ地域において増加する交通需要への対応という観点、及び効率的な貨物輸送という観点から、道路・橋梁インフラ整備のニーズを精査する。

3. 対象地域及び実施窓口・関連機関

(1) 対象地域

ホーチミン都市圏（ホーチミン市、ドンナイ省、バリア・ブンタウ省）、メコンデルタ地域（ロンアン省、ドンタップ省、ティエンザン省及びビンロン省）

(2) 関係機関

交通運輸省 計画投資局

上記(1)調査対象地域の各市・省人民委員会

4. 業務の範囲

業務実施に当たっては、コンサルタントは「2.業務の目的」を達成するため、「5.実施方針及

び留意事項」を踏まえ、「6. 業務の内容」に記載する調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA に提出するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 需要予測の更新

ホーチミン市では、「ベトナム国ホーチミン都市交通計画調査」（以下、「HOUTRANS」という。）及び「ベトナム国持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査」（以下、「VITRANSS2」という。）、アジア開発銀行による「環状 3 号線及び 4 号線建設事業に係る調査」において、交通量調査、起終点 (OD) 調査等が実施されている。また、メコンデルタ地域については、VITRANSS2 において交通量調査、OD 調査等が実施されている。本業務では、これら先行調査で収集された交通調査の結果についてレビューを行い、必要に応じて補足調査を実施することで、ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域に係る物流インフラの需要予測を更新すること。

需要予測の前提条件については、各省が策定している都市開発マスタープランの中で書かれている数字をそのまま流用するのではなく、関係するステークホルダー（工業団地入居企業、物流企業、市・省人民委員会等）からも可能な限り情報を入手し、より実現性の高い前提となるよう留意すること。また、需要予測方法については、可能な限り大幅なコストをかけずに実施する方法をプロポーザルにて提案すること。

(2) 候補案件の優先順位付

ベトナム南部物流の改善への貢献度、収益性、実施可能性、整備のタイミング等を鑑みて、候補案件の優先順位付けを行う。ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域の物流改善に寄与する可能性があるとして現時点で想定される候補案件は下記（ア）～（ウ）のとおりであるが、調査結果に基づき、JICA と協議の上、候補案件の追加、削除を行う。

- (ア) ホーチミン環状 3 号線整備事業
- (イ) カイメップ・チーバイ国際港フックアン橋建設事業
- (ウ) 第二ミトワン橋建設事業

なお、候補案件に係る検討結果の整理に加えて、各候補案件につき、ODA、PPP 及び BOT を含む事業形態について選択するにあたり、ベトナム政府内でどのような整理がなされているか確認する。

6. 業務の内容

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成・説明・協議

① 関連資料・情報の収集、分析

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップし、調査の基本方針、方法、工程、手順等の検討を行う。

② インセプション・レポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICA の了解を得る。

③ インセプション・レポートの説明・協議等

インセプション・レポートを先方実施機関及び関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域の社会経済状況の確認及び地図情報の収集・整理

- ① ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域の社会経済マクロ指標、貿易及び産業の動向を確認する。
- ② ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域について、人口調査、交通調査、土地利用計画の策定に係る都市計画図等、需要予測の算出に必要な統計データを収集・整理し、同都市圏の社会・経済状況を分析する。
- ③ ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域について、地形データ及び地図情報等、整備路線の構造形式等の検討に必要な地図情報データを収集・整理し、同都市圏の整備路線のクリティカルなポイントを分析する。

(3) ベトナム南部の道路・橋梁インフラ開発計画に係る情報収集・整理と現状分析

HOUTRANS、VITRANSS2 完成以降の同国南部における道路・橋梁セクターに係る開発計画（上位計画・事業計画など）について情報収集・整理及び現状分析を行う。

- ① 整備に係る方針や計画が変更となった点、及び各事業実施機関・省庁毎の計画における齟齬につき、比較表等を作成して整理する。
- ② 上記 5. (2) に挙げた候補案件の、最新の開発計画における位置づけを確認する。

(4) 他ドナーによる支援検討状況の確認

- ① ベトナム南部の道路・橋梁インフラ整備について、他ドナーによる支援の実施状況、今後の支援計画に関する情報を収集し、整理する。

(5) BOT、PPP 等民間スキームによる道路・橋梁整備計画の確認

- ① ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域の物流改善に特に寄与する可能性があるとして現時点で想定される候補案件について、ベトナム政府が BOT、PPP スキームを採用している場合、その方針・考え方、承認状況等について収集を行う。
- ② また、上記候補案件に関連する道路・橋梁インフラ整備事業の中で、BOT、PPP スキームで実施中の事業があれば、それらについても①と同様に情報収集を行う。

(6) 需要予測の更新

- ① ホーチミン市都市交通マスタープランのレビュー
JICA にて実施した HOUTRANS 及び VITRANSS2 の需要予測の推計方法をレビューし、ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域の運輸交通インフラの整備動向と照合のうえ、前提条件の妥当性、有効性について検討する。
- ② 需要予測（更新）実施に当たっての前提条件の設定

上記①の結果を踏まえ、必要に応じて需要予測の前提条件を見直し、更新することにより、需要予測推計の不確定要素を軽減する方策を検討する。需要予測の前提条件について留意すべき事項は以下の通り。

(ア) 交通発生源に係るもの

(i) 土地利用計画（港湾、インランド・コンテナ・デポ、空港、工業団地等の整備目標年度の設定を含む）

(ii) 社会経済指標（社会経済成長モデル）

(iii) 発生集中交通量（発生集中量モデル）

(イ) 交通発生源間の移動に係るもの

(i) 分布交通量（分布モデル）

(ii) 物流インフラ整備目標年度の設定（港湾、鉄道の整備目標年度の設定を含む）

(iii) 交通量配分（現況を含んで With 及び Without Case について、それぞれ短・中・長期目標年次について実施する事を想定）

③ 需要予測（更新）に必要な情報収集のための補足調査実施

需要予測（更新）を行う為、ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域の物流改善に特に寄与する可能性があるとして現時点で想定される候補案件の交通需要に関係する道路について、既存調査のデータを補足する形で以下の調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。プロポーザルにおいては、可能な限り効率的かつ経済的に調査を実施する方法を提案すること。

(ア) 交通量調査

(イ) 路側起終点調査（路側 OD 調査）

(ウ) 物資流動調査

(エ) 旅行速度調査

④ 需要予測（更新）実施

上記①～③の結果に基づき、HOUTRANS にて算出したモデルを参考として需要予測を更新する。なお、検討手法は四段階推計法を用いることとする。

(7) 今後の日本による支援候補案件の選定及び整理

上記(2)～(6)を踏まえ、今後の日本による支援候補案件の選定を行う。また、それぞれの候補案件について、案件名、現況、資金源手当て状況（支援検討中ドナーが存在する場合、協調融資の可能性有無を含む）を整理した表を作成する。

(8) 運用・効果指標の提案

上記(7)にて選定した候補案件が事業化した場合、事業完成2年後を目途とした運用・効果指標を設定する。運用・効果指標を定量的・定性的に設定するために必要な情報・データを入手したうえで、ベトナム側に提示し、協議・確認する。将来事業評価を実施するにあたっての留

意事項についても整理してベトナム側関係者に提示し、意見を求め、整理する。

なお、指標の設定にあたっては、将来的に確実にモニタリングが可能であることを実施機関に確認する。

(9) 定性的効果の確認

事業の定性的効果について検討し、ベトナム関係者と協議する。定性的効果については、既存の開発計画との整合性についても考慮すること。

(10) 経済・財務分析

ベトナム側関係者等と、費用・便益項目、値（金額）、値の算出根拠を協議の上、経済的內部収益率（EIRR）及び必要に応じて財務的內部収益率（FIRR）を算出する。なお、事業費については、既存の調査で算出された事業費を引用する。

(11) 候補案件の優先順位付け

上記(8)～(10)の分析結果を踏まえ、上記(7)において選定した候補案件の優先順位、整備すべき目標年次等を提言する。その際、道路以外の物流モード（航空、内陸水運、港湾等）との連携調整、相乗効果も踏まえた上で優先順位を検討する（例えばプロジェクト単体での需要予測、経済性効果等に加え、他モードとのコネクティビティについても考慮に入れる等）。

なお、ホーチミン都市圏及びメコンデルタ地域の物流改善に寄与する可能性があるとして現時点で想定される候補案件は5。実施方針及び留意事項で示したとおりであるが、これに限定するものではないため、調査結果に基づき、JICAと協議の上、候補案件の追加、削除を行う。

(12) 効果的支援の手法の検討

① 下記（ア）～（ウ）の観点から、上記(7)において選定した候補案件への効果的支援について、その戦略や手法等について提言する。これ以外についても必要な視点があれば、プロポーザルにおいて提案をすること。

（ア）整備すべき各路線・区間に対して、最適な輸送モードを提言する。最適な輸送モードの検討においては、輸送モードのシーケンシング（例えば需要が限られている当初は一般道路を整備し、用地／Right of Wayを確保しつつ、その後需要が伸びた時に鉄道や高速道路を整備する等）についても検討し、提言する。

（イ）整備すべき各路線・区間について、最適な高架区間、盛り土区間等の設定について検討する。検討にあたっては、他交通計画等との整合性を十分に考慮し、鉄道と道路の立体交差がバッティングしたりすることのないようにする。更に、効果・地上区間の設定についてもシーケンシング（例えば、当初地上で整備したうえで地下化するなど）を検討する。

（ウ）それぞれの候補案件を実施する上で、法律、制度、組織、技術等の観点から課題があれば、取り纏める。

(13) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

これまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA の了解を得る。

(14) ドラフト・ファイナル・レポートの説明、協議

ベトナム側関係機関に説明・協議を行う。

(15) ファイナル・レポートの作成、提出

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナル・レポートとして取り纏め、JICA に提出する。

7. 成果品等

本調査の各段階で作成・提出する報告書は以下の通り。このうち、(1)の 3) ファイナル・レポートを最終成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA 及び先方機関に提出する部数であり、会議等には別途必要な部数及び電子化したものを用意することとする。

(1) 報告書の種類

1) インセプション・レポート

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）

提出時期：2016 年 2 月中旬

部数：和文 6 部、英文 6 部、ベトナム語 3 部

2) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2016 年 4 月下旬

部数：和文 6 部、英文 6 部

3) ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2016 年 5 月下旬

部数：和文 6 部（製本）、英文 6 部（製本）、ベトナム語 3 部（簡易製本）、CD-ROM 和文英文 2 部ずつ

(2) 報告書の仕様

1) ファイナル・レポート（和文・英文）以外の報告書の作成仕様は、A4 ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。

2) 準備調査の作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

- 3) 各報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。
- 4) 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円価との交換レートを記載すること。
- 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- 6) 英語版、及びベトナム語版の作成にあたっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英語／ベトナム語により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 7) 各報告書の先方政府への説明・協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2016年1月下旬より業務を開始し、2016年2月中旬を目途にインセプション・レポート、2016年4月下旬を目途にドラフト・ファイナル・レポートを提出、コメントを反映後、2016年5月下旬までにファイナル・レポートを提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

全体：10M/M程度

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員がある場合は、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

総括／交通需要予測（2号）

経済・財務分析（3号）

交通量調査

調達事情調査／積算

3. 相手国の便宜供与

本業務はJICAの責任において実施するものであることから、ベトナム側から調査遂行上の許可以外の特別な便宜供与は想定していない。本業務実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが、便宜供与に係るJICAベトナム事務所の支援を必要とする場合、JICA東南アジア第三課に連絡・協議すること。

4. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。なお、これら調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。（ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。）

(1) 交通量調査

(2) 路側起終点調査（路側OD調査）

(3) 物資流動調査

(4) 旅行速度調査

5. 通訳・現地補助員

現地でのベトナム側関係者へのヒアリングや交通量調査実施等のため、通訳・現地補助員の備上を認める。

6. 配布資料及び閲覧資料

(1) 配布資料 (①～④は JICA 図書館ホームページよりダウンロード可能)

- ① The Study on Urban Transport Master Plan and Feasibility Study in Ho Chi Minh Metropolitan Area (HOUTRANS、日本語名：ホーチミン都市交通計画調査) (2004 年)
- ② The comprehensive study on the sustainable development of transport system in Vietnam (VITRANSS 2、日本語名：持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査) (2010 年)
- ③ A Study on the Current Situation of Ports and Strategies for Optimized Container Port Operation in Southern Vietnam (日本語名：ベトナム南部港湾における現状及び実現性の高いオペレーション提案に係る調査) (2013 年)
- ④ チュンルオン～ミートワン高速道路事業準備調査 (PPP インフラ事業) (2013 年)
- ⑤ カイメップ・チャーバイ国際港フックアン橋建設事業準備調査 (経済産業省 F/S) (2011 年)
- ⑥ 第二ミトワン橋建設事業プロジェクト調査 (経済産業省 F/S) (2011 年)
- ⑦ Preparing the Ho Chi Minh City Outer Ring Roads Technical Assistance Loan Project (アジア開発銀行) (2012 年)

(2) 閲覧資料

- ① The Adjusted Planning for Road Traffic Development in Vietnam by 2020, and the Orientation towards 2030 (2013 年)
- ② The Master Plan on Socio-Economic Development of the Mekong Delta Key Economic Region Through 2020, with a Vision toward 2025 (2014 年)
- ③ The Master Plan on Socio-Economic Development of Ho Chi Minh City Through 2020, with a Vision toward 2025 (2013)

※連絡先：東南アジア部 東南アジア第三課 03-5226-8560

7. その他

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる締結をすることとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の清算は必要ない。

(2) 安全配慮事項

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全

確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上